

国地契第88号
国北予第35号
平成28年3月18日

各地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿

国土交通事務次官

「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年大蔵省告示第991号）が平成28年3月8日財務省告示第58号により改正されたことに伴い、工事請負契約書の制定について（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）等の一部を下記のとおり改正し、平成28年4月1日以降に締結される契約から適用することとしたので通知する。

記

（工事請負契約書の制定についての一部改正）

- 1 工事請負契約書の制定について（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の一部を次のように改正する。
別冊工事請負契約書第34条第8項、第45条第3項及び第49条第3項中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

（土木設計業務等委託契約書の制定についての一部改正）

- 2 土木設計業務等委託契約書の制定について（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）の一部を次のように改正する。
別冊土木設計業務等委託契約書第34条第6項、第41条第3項並びに第46条第1項及び第2項中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

（建築設計業務委託契約書の制定についての一部改正）

- 3 建築設計業務委託契約書の制定について（平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号）の一部を次のように改正する。
別冊建築設計業務委託契約書第34条第6項、第41条第3項並びに第46条第1項及び第2項中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

（建築工事監理業務委託契約書の制定についての一部改正）

- 4 建築工事監理業務委託契約書の制定について（平成13年2月15日付け国官地第3-2号）の一部を次のように改正する。

別冊建築工事監理業務委託契約書第31条第3項中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

(発注者支援業務等委託契約書の制定についての一部改正)

5 発注者支援業務等委託契約書の制定について(平成24年1月10日付け国地契第64号、国北予第28号)の一部を次のように改正する。

別冊発注者支援業務等委託契約書第42条第3項中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。